

ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター

EU 腐敗の防止に関する新指令の公表

July 2026

In brief

近時、日本を含む世界各国において、ESG/サステナビリティに関する議論が活発化する中、各国政府や関係諸機関において、ESG/サステナビリティに関連する法規制やソフト・ローの制定又は制定の準備が急速に進められています。企業をはじめ様々なステークホルダーにおいてこのような法規制やソフト・ロー（さらにはソフト・ローに至らない議論の状況を含みます。）をタイムリーに把握し、理解しておくことは、サステナビリティ経営を実現するために必要不可欠であるといえます。当法人の ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレターでは、このようなサステナビリティ経営の実現に資するべく、ESG/サステナビリティに関連する最新の法務上のトピックスをタイムリーに取り上げ、その内容の要点を簡潔に説明して参ります。

今回は、EU の腐敗の防止に関する指令 (Directive (EU) 2026/1021¹) (以下「本指令」といいます。) について紹介します。

In detail

1. はじめに

2026 年 5 月 31 日、EU において、新たな腐敗の防止に関する指令が発効しました。腐敗は、組織犯罪等を助長し、法の支配・民主主義・平等・基本的人権を損なうため、EU ではその予防・撲滅が重要な課題となっています。本指令は、より効率的かつ効果的に腐敗に対処することを目的として、EU 加盟国間で腐敗犯罪の定義を調和させるとともに公的部門・民間部門の双方を対象に犯罪類型・制裁水準・予防枠組みを大幅に強化するものです。

これまで、EU においては、腐敗・汚職分野の規制として、民間部門に関する腐敗行為の犯罪化に関する要件を定めた 2003 年の理事会枠組決定 (2003/568/JHA) や一定の腐敗行為を対象とする 1997 年の欧州共同体公務員又は欧州連合加盟国公務員が関与する汚職行為と闘うための条約²等が存在していました。しかし、これ

¹ 正式名称は Directive (EU) 2026/1021 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2026 on combatting corruption, replacing Council Framework Decision 2003/568/JHA and the Convention on the fight against corruption involving officials of the European Communities or officials of Member States of the European Union and amending Directive (EU) 2017/1371 of the European Parliament and of the Council (<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2026/1021/oj/eng> 参照)

² Convention on the fight against corruption involving officials of the European Communities or officials of Member States of the European Union

らの既存の規制では、EU 加盟国ごとに腐敗・汚職の犯罪の定義や適用範囲にばらつきがあり、異なる管轄当局間での捜査・訴追の協力が生じていました。本指令は、腐敗分野における犯罪を包括的かつ一貫した枠組みへ再構築するため、既存の規制を置き換えた新たな指令として制定されました。

また、本指令は、腐敗の防止に関する国際的な枠組みである国連腐敗防止条約(UNCAC³)の国際基準を取り込み、EU 法秩序を最新化したものとなっています。本指令は、司法・内務分野にオプトアウトを有するデンマークを除き、全ての EU 加盟国に適用され⁴、各加盟国は、本指令を国内法化することが求められます。

2. 犯罪の定義

- (1) 対象となる犯罪類型
- 本指令においては、腐敗に関して主に以下の内容を犯罪化しており、EU 加盟国は、本指令で定義される犯罪を国内法化することが求められます。本指令に定める犯罪類型のうち、特に重要な犯罪の概要について紹介します。

対象となる犯罪類型	
自然人及び法人が処罰の対象となる類型	自然人のみが処罰の対象となる類型
- 公的部門における贈収賄 Bribery in the public sector (Article 3) - 民間部門における贈収賄 Bribery in the private sector (Article 4) - 財産の横領 Misappropriation (Article 5) - 影響力取引 Trading in influence (Article 6) - 司法妨害 Obstruction of justice (Article 8) - 腐敗犯罪による利得 Enrichment from corruption offences (Article 9) - 隠匿 Concealment (Article 10) - 教唆・幫助・未遂⁵ Inciting, aiding and abetting, and attempt (Article 11)	公的職務の違法な行使 Unlawful exercise of public functions (Article 7)

³ United Nations Convention Against Corruption

⁴ デンマークについては既存の 2 つの文書が引き続き適用されます。

⁵ 教唆及び幫助は、公的職務の違法な行使を除く犯罪類型を対象としています。また、未遂は、①腐敗犯罪による利得、②隠匿、③公的部門における贈収賄、民間部門における贈収賄、財産の横領、影響力取引のうち少なくとも 1 つの計 3 類型を犯罪化することが求められます。

(2) 公的部門における贈収賄(Bribery in the public sector・Article3)

公的部門においては、既存の規制である欧州共同体公務員又は欧州連合加盟国公務員が関与する汚職行為と闘うための条約 2 条及び 3 条と同様に、故意に贈収賄を行うことを規制しています。本指令では、公的部門における腐敗犯罪に不処罰が生じないよう、公務員(public officials)の概念が明確化され、より広い概念となっています。

(a) EU や国際機関の職務に従事する者

本指令における、公務員とは、EU 加盟国における国及び地方機関の公務員のみならず、EU の機関や国際裁判所を含む国際機関で働く者も含まれます(Article2(2))。

(b) 公的機能を行行使する者

EU 及び EU 加盟国において、多くの者が正式な官職に就かず公的機能を行行使しているという実態を踏まえ、任命、選任又は契約に基づき、公的な行政又は司法の正式な職にある者や公的権限を付与され又はその公的サービス機能の遂行に関し公的機関の管理・監督に服する全ての公的サービス提供者も「公務員」と定義しています(Article2(2))。したがって、正式な公務員の職に就いていない場合であっても公的機能を行行使する者であれば「公務員」に該当し、公的部門における贈収賄として処罰される可能性が生じることになります。

(3) 民間部門における贈収賄(Bribery in the private sector・Article4)

民間企業の役員や従業員が経済・金融・事業活動の過程でその職務上の義務に違反して行う行為は、民間企業の利益を損なうだけでなく、財・サービスの購入に関する競争を歪め、潜在的競争者及び一般公衆を害し得るものです。そのため、本指令においては、これらの害悪を防止するため、故意に、経済、金融、事業又は商業活動の過程で行われた場合の贈収賄を規制しています。

民間部門における贈収賄については、一部の EU 加盟国において既に犯罪化されていましたが、本指令により、EU 加盟国全域において、以下の 2 つの類型が一律で犯罪化されることになります。

- **民間部門における能動的な贈収賄(贈賄):** 民間部門の事業体において、何らかの地位に基づき指揮し、又は従業員に対し、当該者又は第三者のために、当該者の職務違反となる行為をさせ、又は行為を差し控えさせる目的で、直接又は媒介者を通じて、何らかの種類の不当な利益を約束し、申し出又は供与すること
- **民間部門における受動的な贈収賄(収賄):** 民間部門の事業体において、何らかの地位に基づき指揮し、又は従業員が、当該者又は第三者のために、当該者の職務違反となる行為をする、又は行為を差し控える目的で、直接又は媒介者を通じて、何らかの種類の不当な利益を要求し又は受領し、若しくはその利益の申出又は約束を受け入れること

(4) 影響力取引(Trading in influence・Article 6)

不当な利益を得る目的で公的意思決定者に対する影響力を行行使することは、公行政の適正な機能を著しく阻害し得るものです。本指令では、このような害悪に適切に対処するため、能動的及び受動的な影響力取引を新たに犯罪として規制しています。これらの行為は、影響力が虚偽であるか、影響力が行使されたか否か又はその影響力が意図した結果をもたらしたか否かにかかわらず、犯罪を構成します。

- **類型 1:** 公務員から不当な利益を得ることを目的として、公務員の公的職務の行使における作為又は不作为に対して不正な影響力を行行使させるため、直接又は媒介者を通じて、何らかの種類の不当な利益を約束し、申し出又は供与すること

- **類型 2:** 公務員から不当な利益を得ることを目的として、公務員の公的職務の行使における作為又は不作为に対して不正な影響力を行使するために、直接又は媒介者を通じて、何らかの種類の不当な利益を要求し又は受領し、若しくはその利益の申出又は約束を受け入れること

もっとも、ロビー活動等の正当な利害代表は、公的意思決定に正当に影響を与えることを目的とし、不当な利益の交換を伴わないことから、本指令にいう影響力取引には該当しないと考えられています。利害代表は、腐敗犯罪を構成しないよう、適切な透明性の確保が必要となります。

3. 制裁・執行の枠組み

EU 全体で腐敗を防止するため、EU 加盟国は、本指令で定義される犯罪に対する刑事上及び非刑事上の制裁の類型及び水準を国内法化することが求められます。

(1) 個人に対する制裁

本指令は、EU 加盟国に対し、犯罪類型に応じ、個人に対し、原則として懲役 3 年～5 年の範囲を含む刑罰の最低水準の導入を求めています(Article 12)。

犯罪類型	最低水準
公的部門における贈収賄で公務員により行われる作為又は不作为が当該公務員の職務に違反する場合	最高刑を少なくとも 5 年の自由刑とする
公的部門における贈収賄で公務員により行われる作為又は不作为が当該公務員の職務に違反しない場合	最高刑を少なくとも 3 年の自由刑とする
民間部門における贈収賄	
影響力取引	

また、腐敗犯罪に対しては、非刑事上の措置に一般的抑止効果があり、有罪となった者の再犯を減少させると考えられています。そのため、本指令は、罪を犯した個人が、その行為の重大性に釣り合う刑事上又は非刑事上の措置の対象となり得ることを確保することも求めています。具体的な措置としては、以下のものが挙げられます。

• 罰金	• 関連する犯罪を生じさせ、又はこれを容易にした活動を遂行するための許可・認可の取消し
• 公職からの解任、停職又は配置転換	• 入札手続、補助金、コンセッション及びライセンスを含む公的資金へのアクセスからの排除

- 次の資格の剥奪 (i) 公職への就任 (ii) 公的サービス機能の行使 (iii) 当該加盟国が全部又は一部を所有する法人における地位の保有 (iv) 関連する犯罪を生じさせ、又はこれを容易にした事業活動の遂行	犯した犯罪及び科された罰則又は措置に関する司法判断の全部又は一部の公表(プライバシー及び個人データ保護に関する規則を害せず、かつ、公益がある場合に限る。)
公職への立候補の一時的禁止	

(2) 法人に対する制裁

(a) 法人の責任

本指令は、EU 加盟国に対し、以下の場合に法人に対する制裁を定めることを求めています (Article13)。

類型	構成要件
1	① 法人内の指導的地位にある者(個人として又は当該法人の機関の一部として行動する者)が ② 法人の利益のために ③ 以下のいずれかに基づき - 法人の代表権 - 法人を代表して意思決定を行う権限 - 法人内部における管理監督権限 ④ 本指令に規定する犯罪類型のうち公的職務の違法な行使以外の犯罪が行われた場合
2	① 法人内の指導的地位にある者による監督又は管理の欠缺により、 ② 当該者の権限下にある者が ③ 当該法人の利益のために ④ 本指令に規定する犯罪類型のうち公的職務の違法な行使以外の犯罪を実行することが可能となった場合

本指令による法人の責任については、法人の代わりに賄賂の約束・供与・申出を行う媒介者を利用することにより、法人が責任を回避することはできないことが明記されています(前文(27))。海外で事業を行う際には、現地の慣習をよく知る現地のエージェントが利用されることがありますが、現地のエージェントが慣習に倣って、本指令における犯罪を行った場合も法人が責任を負うことに

なります。EU域内で現地のエージェントや関連法人により腐敗行為が行われるなど、法人自体が直接的な行為を行っていない場合であっても法人が責任追及を受け得る点に留意が必要です⁶。

(b) 制裁

本指令において法人に対する罰金の額は、当該行為の重大性及び当該法人の個別的・財務上の事情に比例したものとする事とされていますが、以下の犯罪については、それぞれ**罰金の最高額が次の水準を下回らない**ことを求めています(Article 14)。本指令に基づき、法人に対する罰金は、その世界売上高を考慮するか、又は固定的上限額に基づいて算定されることになります。

犯罪類型	最低水準
公的部門における贈収賄 Bribery in the public sector (Article 3)	(i) 犯罪が行われた事業年度の直前の事業年度又は罰金を科す決定が行われた事業年度の直前の事業年度における、当該法人の 全世界売上高の 5%
民間部門における贈収賄 Bribery in the private sector (Article 4)	又は (ii) 4,000 万ユーロに相当する金額
財産の横領 Misappropriation (Article 5)	
影響力取引 Trading in influence (Article 6)	(i) 犯罪が行われた事業年度の直前の事業年度又は罰金を科す決定が行われた事業年度の直前の事業年度における、当該法人の 全世界売上高の 3%
司法妨害 Obstruction of justice (Article 8)	又は (ii) 2,400 万ユーロに相当する金額
腐敗犯罪による利得 Enrichment from corruption offences (Article 9)	

また、本指令は、行為の重大性に釣り合う非刑事の罰則・措置を含み得ることを確保するために必要な措置を講ずることも求めています。具体的な措置としては、以下のものが挙げられます。

・ 公的給付又は援助を受ける資格からの排除	・ 裁判所の監督下に置くこと
-----------------------	----------------

⁶ 米国の Foreign Corrupt Practices Act (FCPA) を始めとする外国公務員贈賄に関する多くの規制においてもエージェント等の第三者を通じた贈賄行為は規制されており、実際にも処分事例が多数存在します。コンプライアンス体制構築の観点からも適切な第三者管理を行うことが肝要となります。

入札手続、補助金、コンセッション及びライセンスを含む公的資金へのアクセスからの排除	解散(清算)
事業活動の一時的又は恒久的な停止(資格停止)	犯罪の実行に用いられた事業所の閉鎖
関連する犯罪を生じさせ、又はこれを容易にした活動を遂行するための許可・認可の取消し	犯した犯罪及び科された罰則又は措置に関する司法判断の全部又は一部の公表(プライバシー及び個人データ保護に関する規則を害せず、かつ、公益がある場合に限る。)
犯罪が行われた契約の取消し又は解除を公的機関が行うことを可能にする措置	

4. 予防措置等

腐敗に効果的に取り組むためには、予防と取締りの双方の仕組みが必要であり、本指令の下で、EU 加盟国は、幅広い予防的、立法的及び協力的措置を講ずることが奨励されています。いずれも EU 加盟国に求めている予防措置等になりますので、民間企業に直接的な影響はありません。しかし、専門機関の設置などの以下の措置に伴い、EU 加盟国における腐敗の取締等が強化されることが予想されます。

(1) 腐敗の予防

EU 加盟国は、情報提供及び啓発キャンペーン等の適切な行動を取り、一般公衆及び民間部門に対し腐敗の影響及び有害性に関する認識を高めることとされています (Article 20(1))。例えば、一般に開かれ、分かりやすい言語で行われる啓発キャンペーンやセミナーなどが行われることが想定されます。また、EU 加盟国は、定期的に腐敗のリスクが最も高い部門又は職種を特定するための評価を実施し、当該部門又は職種における主なリスクに対処するための措置を策定するものとされています (Article 20(5))

(2) 国家戦略の採択

EU 加盟国は、腐敗の予防及び対策に関する国家戦略を採択し、公表することとされています (Article 21)。EU 加盟国は、市民社会、反汚職機関又は組織単位、独立した専門家、研究者その他の利害関係者と協議して、国家戦略を策定することが奨励されています。

(3) 専門機関の設置

また、EU 加盟国は、以下を含む腐敗の予防を任務とし、腐敗と闘うために必要な専門知識を有する機関を設置することとされています (Article 22)。本指令は、必ずしも新たな機関や専門裁判所などの組織を創設することを求めているわけではなく、一つの機関又は組織に予防と取締りの双方の機能を担わせることで足りるとされています。

- 公務員の資産申告の評価
- 公務員及び公的主体に適用される透明性規則の遵守状況の監視
- 公的部門における利益相反に関する法令及び規則の遵守状況の監視

- ・ 腐敗リスクの最も高い部門又は職種の特定
- ・ 腐敗の取締を任務とする所管当局、機関又は組織単位との協力

5. 適用範囲と適用時期

(1) 原則的な管轄

腐敗犯罪と闘うために必要となる複雑な越境捜査を踏まえ、EU 加盟国は、腐敗犯罪を効果的に捜査・訴追できるよう、原則的には、①犯罪が全部又は一部がその領域内で行われた場合及び②犯人が当該加盟国の国民である場合に本指令に規定する犯罪に対する管轄権を確立するために必要な措置を講ずることとされています(Article18(1))。

上記①の「犯罪が全部又は一部がその領域内で行われた場合」については、犯罪がその領域内で使用される情報システムを手段として実行された場合(当該技術が自国領域内に所在するか否かを問いません。)にも管轄権を確立することを確保すべきことが明示されています(前文(33))。

(2) 管轄権の拡張

本指令において、EU 加盟国は、以下の場合に、領域外で行われた本指令に規定する犯罪に対する管轄権を拡張できるとされています(Article18(2))。

- ・ 犯人がその領域内の常居住者である場合
- ・ 犯罪が当該加盟国の国民又は常居住者に対して行われた場合
- ・ 犯罪がその領域内に設立された法人の利益のために行われた場合
- ・ 犯罪がその領域内で全部又は一部が行われる事業に関して、法人の利益のために行われた場合

本指令は、各加盟国が管轄権を拡張することを一律に求めているのではなく、各加盟国に管轄権を拡張するかどうかの決定を求め、EU 加盟国が管轄権を拡張する場合には、その旨を欧州委員会に通知することとされています。そのため、各加盟国において管轄権を拡張するかどうか、本指令の国内法化の状況を注視する必要があります。

(3) 適用時期

EU 加盟国は、上記 4 の予防措置等の一部の内容を除き⁷、2028 年 6 月 1 日までに本指令に適合させるために必要な法令、規則及び行政上の規定を国内法化することが求められます(Article37)。

6. 日本企業への影響

これまでも一部の国においては民間部門における贈収賄の規制が設けられていましたが、本指令は、EU 加盟国全域において、腐敗犯罪の最低基準を定めるものとなっており、民間部門における贈収賄や影響力取引が EU 加盟国全域で犯罪化されることとなります。特に、法人の責任については、法人の代わりに賄賂の約束・供与・申出を行う媒介者を利用しても、法人は責任を回避することはできないことが明記されていることから、日本

⁷ 本指令において EU 加盟国に求められる措置のうち、腐敗リスクの最も高いセクター・職業を特定するための評価の実施及び主要リスクに対処する措置の策定(Article 20(5))や腐敗防止に関する国内戦略の採択・公表(Article21)については、2029 年 6 月 1 日が国内法化の期限とされており、他の措置と比べて長い転換期間が認められています。

の企業が EU 域内で事業を行うに当たり、EU 域内のエージェントを利用する場合には、一層の注意が求められます。

さらに、本指令では、法人に対する腐敗犯罪の罰金が全世界売上高を基準として算定されるほか、非刑事上の措置も多数規定されるなど全体として厳罰化が進みます。腐敗犯罪それ自体は、日本の不正競争防止法や米国の Foreign Corrupt Practices Act (FCPA) 等の既存の贈収賄規制と重なる部分がありますが、本指令により、EU 域内で事業を行う企業にとって、腐敗犯罪の違反に問われた場合の影響は極めて大きくなることが予想されます。

なお、本指令において法人に対する制裁を決定するに当たっては、当該法人が腐敗犯罪を防止するための有効な内部統制、倫理・コンプライアンス体制を構築・運用していたことが考慮され得るものとされています（前文 (29)、Article 16）。そのため、EU 域内で事業を行う日本企業においては、腐敗リスクの評価、第三者管理、役職員に対する教育研修、通報制度、モニタリングその他の実効的な腐敗防止コンプライアンス体制を整備・運用することが、違反リスクの低減のみならず、万一の執行局面における制裁軽減の観点からも重要となります。

The takeaway

以上のとおり、本指令は、EU における腐敗犯罪の定義を調和させるとともに、公的部門・民間部門の双方を対象に犯罪類型・制裁水準・予防枠組みを大幅に強化するものとなっています。管轄権の拡張など、各加盟国の決定に委ねられている部分も多く、国内法化されるまでは EU 域内に事業所を有する日本企業に対する影響は明らかでないところもあります。

本指令が国内法化された後は、EU 域内で事業を行う企業にとって、腐敗犯罪の予防及び取締の環境が大きく変化することが予想されます。2028 年 6 月を期限とする国内法化完了前であっても、腐敗犯罪の執行強化を見据え、腐敗予防に係る社内のコンプライアンス体制を改めて見直しておくことが望まれます。

Let's talk

SDGs や ESG に関する取り組みが世界的に広がっています。PwC 弁護士法人は、企業及び社会が抱える ESG に関する重要な課題を解決し、持続的な成長・発展につなげるサステナビリティ経営の実現を目指すためのさまざまなアジェンダについて、PwC Japan グループやグローバルネットワークと密接に連携しながら、特に法的な観点から戦略的な助言を提供するとともに、その実行や事後対応をサポートします。

PwC 弁護士法人の主な支援業務は、①ビジネスと人権への取り組みに関する法的支援、②サステナビリティ経営を実現するためのビジネスモデルの再構築、③サステナビリティ経営のためのコンプライアンス体制の設計・運用、④サステナブルファイナンスに関する法的支援、⑤その他 ESG 関連の法的助言/争訟の支援ですが、これらに限らず企業や社会のニーズに応じた効果的・効率的な法務サービスを提供します。

PwC Japan グループは、サステナビリティに関連した戦略から新規ビジネス創出、オペレーション、トランスフォーメーション、リスク対応、開示・エンゲージメントといった幅広い経営アジェンダを包括的に支援しています (<https://www.pwc.com/jp/ja/services/sustainability-coe.html>)。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング
電話 : 03-6212-8001
Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com
www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみならず提供します。

ESG/サステナビリティ関連法務チーム

パートナー	パートナー	パートナー
弁護士・公認会計士	弁護士・ニューヨーク州弁護士	弁護士
北村 導人	山田 裕貴	小林 裕輔
michito.kitamura@pwc.com	hiroki.yamada@pwc.com	usuke.y.kobayashi@pwc.com
パートナー	弁護士	弁護士
弁護士	蓮輪 真紀子	久保田 有紀
日比 慎		
makoto.hibi@pwc.com		
弁護士	弁護士	弁護士
湯澤 夏海	小善 有真	簗田 和佳奈
弁護士		
早川 響		

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.